

## 第4部 快適環境づくり

## 第4部 快適環境づくり

豊かな緑、さわやかな空気、清らかな水辺、美しい街なみや歴史的な雰囲気などが、バランスよく備わった快適な環境（アメニティ）は、生活にうるおいとやすらぎを与えるなど様々な恵みをもたらし、健康の維持、増進、精神のフレッシュあるいは、子供の健やかな成長に欠かせないものである。

このような生活の質の向上、精神的な豊かさを環境に求めようとする要請に応えるため、公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、快適な環境を積極的に創造していくことがますます重要な課題となっている。

こうしたことから、県では次のような施策を実施している。

### 1 快適環境整備事業の推進

昭和61年度の環境庁の快適環境整備事業の対象地域として米子市が指定されたことに伴い、「活力とロマンのあるふるさとづくりを理念として、美しいまちをつくる、楽しいまちをつくる、人に優しいまちをつくる」ということを内容とした米子市アメニティタウン計画策定の促進を図った。

同市においては、快適環境づくりを総合的、計画的に進めていくため、計画策定に市民の参画を求め、行政と市民が力を合わせて快適環境の創造に取り組んでいる。

本県では、米子市アメニティタウン計画を快適環境づくりのモデル事業と位置づけ、快適環境づくりに積極的な推進を図ることとしている。

### 2 因伯の名水

鳥取県は幸いにして、清らかで豊かな水に恵まれ、県民はこれを心のふるさととして幾多の文化を培って来た。

これらの水の中には、古くから人々との関わりを物語る古事来歴を持つものや、優良な水環境が含まれており、昭和60年3月に環境庁が選定した全国名水百選に淀江町の「天の真名井」が選定され、これを契機に本県では、昭和60年6月に「因伯の名水」として計16の水域を選定した。

平成元年度には、これら名水の保全と活用を図るため羽合町で「第3回名水保全の集い」を開催した。また、平成2年12月に「因伯の名水」として計5の水域を追加選定した。

これらの名水については 今後、周辺環境整備を促すとともに、その活用と保全を積極的に進めることとしている。

### 3 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県 市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、海岸等公共の場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

平成5年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 平成5年9月1日～9月30日

(2) 運動内容

ア 広報活動

市町村広報紙に運動の趣旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

イ 知事表彰

地域環境美化に功績のあった団体・個人に対し知事表彰を行った。

(鳥取市を美しくする会、気高町老人クラブ連合会ポフンティア部会)

ウ 清掃活動

市町村、各種団体、自治会等が中心となり河川、湖沼、海岸、公園等の清掃を実施するとともに不法投棄ごみの除去を行った。

エ 不法投棄の監視指導

市町村・保健所が、不法投棄の監視指導パトロールを実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締パトロールを実施した。

オ ごみ容器、立札の設置

公共の場所にごみ容器を設置するとともに、不法投棄をしないよう立札を設置した。

カ 各種会合

美化意識の高揚を図るため会合を開くとともに、浄化槽の設置者に対し維持管理講習会を実施した。

#### 4 環境月間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされるとともに、さらに平成5年11月制定された「環境基準法」においても、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する意欲を高めるため、6月5日が「環境の日」として定められた。

かねてより「世界環境デー」を含む6月を「環境月間」と位置付け、全国的に幅広い運動が行われ、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓発に努めるため各種の行事を行っているが、平成<sup>5</sup>年度の実施状況は次表のとおりである。

平成6年度環境月間行事実績一覧表

表151 環境月間行事一覧表

(鳥取県)

行 事 名	内 容	主 催	場 所	期 日	参加人数
(県)					
市町村環境保全担当課長 会議		鳥取県	鳥取県庁	6/10	100名
小中学生の研究グループ 募集	・環境パトロール事業 ・酸性雨チェック事業	鳥取県		6/1～6/30	
環境まんがコンクール	・1コマの、4コマの、ストーリー	鳥取県		6/1～9/30	107点
交通公害調査	・自動車排出ガス濃度、自動車騒音 道路交通振動等の測定実施	鳥取県	鳥取市他 計23地点	6/3 6/17	
特定事業場排出調査	・水質汚濁防止法、県公害防止条例 に基づく特定事業場調査	鳥取県	鳥取市他 計55事業所	6/1～6/30	
(市町村)					
記念植樹		鳥取市	鳥取市内緑育所	6/10	
布おむつの無償配布 (エコマーク商品)	母子手帳交付とあわせ配布	鳥取市	保健センター	6/5～	
名木・古木観察会	鳥取市指定の保存樹木等優れた自然 の観察会	鳥取市	市内各所	6/1	24名
環境問題シンポジウム	テーマ 「ごみの分別収集、減量化を考える」	国府町	町中央公民館	6/19	80名
環境美化運動	町内の側溝清掃	岩美町	町浦富地区	6/5～26	280名
”	クリーンクリーン活動 対象 町内小中学校	岩美町			
生ゴミ処理容器の斡旋 補助事業	町内各部落区長を通じて生ゴミ処理 容器を町民へ斡旋・補助	郡家町		7/月上旬	
環境美化運動		郡家町		5/8～6/26	
環境美化運動	参加団体 町内小中学校	船岡町		6/5	700名
環境問題に関する アンケート調査	対象 町内全世帯	鹿野町		6/10～6/17	
花と緑の町づくり	配布先 公民館、県、バス停、店舗、軒先	八東町	町内一円	6/3	
広報	機関紙「かんきょう」の発行	八東町	町内一円	6/17	
緑化運動	小学校児童が植栽 参加者 町教委、小学校	用瀬町	町運動公園	6/16～21	232名
環境美化運動	ごみ収集場所の整備	佐治村	村内5か所	6/	

行 事 名	内 容	主 催	場 所	期 日	参加人数
ごみ処理施設見学研修	施設概要 焼却施設、不燃物処理場、し尿処理場	鹿野公民館 鹿野生活学校			25名
環境美化運動	ごみ、空き缶拾い	青谷町	町内河川・ 海岸	6/5 ~6/26	610名
記念植樹	環境週間記念植樹	倉吉市	倉吉市内	6/11	
環境美化運動	汀川清掃	成徳地区汀川 を美しくする会	倉吉市内	6/12	
環境美化活動	町内の一斉清掃	大栄町	町内全域	6/1 ~6/30	520名
クリーンせきがね一斉 行動の日	町内自治公民館単位に地区の一斉 清掃	関金町	町内一円	6/19	
施設見学	対象 中学生 施設 廃棄物処理施設	米子市	市清掃工場 外	6/28	33名
環境美化活動	市内を流れる加茂川周辺の清掃	加茂川を美しくする 運動連絡協議会	加茂川周辺	6/26	620名
環境美化作文募集	対象 小・中学生	米子市		5/24~	
標語・イラスト募集	テーマ 環境問題、自然保護	米子市		5/25~	
広報	媒体 市内電光掲示板	米子市	市公会堂前	6/1 ~30	
ノサイトクインアップ連絡会	海岸線の散乱ゴミを一掃するため、 関係機関が協調して対策を実施	境港市	境港農村環境改善総合 センター	6/ 7	
講習会	市が購入したミニプラントで古く なった食用油から粉石鹸を作り、 生活排水対策とリサイクルを考える。	境港市 自治会婦人部	市公民館	6/ 9	
ゴミ問題についての研修会	テーマ ゴミの減量化やリサイクル (日吉津村のこねからのゴミ収集について)	ふるさとづくり 推進委員会	村中央公民館	6/24	
清掃センター見学会	中山町清掃センターの一般公開	中山町	町清掃センター	5/30~6/3	
環境美化運動	町内の空き缶拾い 参加者 町民、小中学生	西伯町	町内全域	6/5	2000名
環境美化運動	町の環境を美しくする運動	岸本町	町内全域	6/12	300名
環境美化運動	町内一斉清掃	江府町	町内全域	6/4 ~6/6	
施設見学	対象 小学生	日野町	町焼却場	6/9	
(陸運支局)					
排気ガス測定	街頭で車両の排気ガス測定	陸運支局	陸運支局 管内	6/6	

加人数  
25名

10名

0名

3名

0名

# 第5部 総合的な環境保全行政

## 第5部 総合的な環境保全行政

### 第1節 環境影響評価

大規模な開発事業を実施しようとする場合、その事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、事業実施前にあらかじめ調査、予測、評価し、自然環境の保全、公害の未然防止を図るため、平成3年11月に「鳥取県環境影響評価実施要綱」を制定し、平成4年2月から施行している。この要綱の対象となる事業の種類と規模は、表152のとおりである。今後要綱を適正に施行し、環境の保全と公害の防止を図っていくことにしている。

表152 鳥取県環境影響評価実施要綱の対象事業一覧表

種類	対象事業規模
道路の建設	①高速道路の新設、改築、 ②道路交通法上の道路で4車線10km以上のもの
鉄道の建設	新幹線の建設、改良
飛行場の建設	①2,500メートル以上の滑走路を有する飛行場の新設 ②2,500メートル以上の滑走路を増設するもの又は滑走路の長さを500メートル以上延長するもの（延長後の長さが2,500メートル以上であるものに限る。）
ダム又は放水路の建設	①湛水面積が200ヘクタール以上のもの ②土地改変面積が100ヘクタール以上の放水路の新設
埋立て又は干拓	埋立て及び干拓の区域の面積が50ヘクタールを超えるもの
廃棄物処理施設の建設	①処理能力の合計が1日当たり100トン以上のごみ処理施設等の設置 増加する処理能力の合計が1日当たり100トン以上のごみ処理施設等の変更 ②処理能力の合計が1日当たり100キロリットル以上のし尿処理施設の設置 増加する処理能力の合計が1日当たり100キロリットル以上のし尿処理施設の変更 ③埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上の最終処分場の設置 変更後の面積が30ヘクタール以上となる最終処分場の変更
電気工作物（発電所）の建設	出力3万kw以上の水力発電所、15万kw以上の火力発電所の設置 増加する出力が3万kw以上の水力発電所、15万kw以上の火力発電所の変更
工場等の建設	1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上のもの新設 増加する1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上となる変更
住宅団地の造成	施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
土地区画整理事業	施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
工場又は事業場用地の造成	一団の土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
ゴルフ場又はスキー場用地の造成又は整備	一団の土地の区域の面積が50ヘクタール以上のもの
農用地の造成	施行する土地の区域の面積が500ヘクタール以上のもの
岩石等採取事業	施行する一団の土地の区域の面積が50ヘクタール以上のもの

## 第2節 鳥取県地域環境保全基金

平成2年3月に環境庁の補助を受け、環境保全に関する知識の普及、実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進するため、「鳥取県地域環境保全基金」を設置した。(基金の額4億円)

この基金の運用益により平成4年度から各種の環境保全に関する普及啓発事業を実施しているが、平成5年度に実施した事業は表のとおりである。

## 第3節 環境教育の推進

近年、国民の生活様式の変化、消費の増大等により生活排水に起因する河川や湖沼の水質汚濁、ごみの処理問題、自動車交通量の増大による大気汚染など住民一人ひとりが被害者であると同時に加害者である都市・生活型公害が顕在化している。また、フロンガスによるオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨などの地球的規模のものまで、環境問題は複雑、多様化している。こうした環境問題の解決のためには、行政はもとより県民一体となった取組が必要であり、また、県民一人ひとりが環境との関わりについて理解を深め、責任ある行動がとれるよう学習することが重要である。このため、平成3年11月に学識経験者、関係行政機関職員計16名で構成する鳥取県環境教育検討委員会を設置し、鳥取県における環境教育を推進するための基本方針の策定に当たり、平成4年3月に「鳥取県環境教育基本方針」(やすらぎとおいのある快適な環境をめざして)を策定した。



## 平成5年度地域環境保全基金事業概要

<p>1 環境教育推進事業</p>	<p>平成3年度に策定した「鳥取県環境教育基本方針」に基づき、環境教育推進のための具体的施策を検討。</p> <p>環境保全標語の募集</p> <p>環境教育副読本の作成 対象 中学校2年生程度</p>
<p>2 生活排水対策推進事業</p>	<p>水質汚濁の著しい湖沼流域の市町村連絡会議を開催するとともに、生活排水対策推進用パンフレットの作成、テレビスポットの放映、湖山池関連生活雑排水対策推進員養成講習会の開催、「生活排水対策のしおり」の作成、生活雑排水対策推進員研修会 大会の開催等</p>
<p>3 少年少女環境ふれあい推進事業</p>	<p>中学生を対象として、「樹木の大气浄化能力度チェック事業」（樹木の果たす大气保全機能を実験調査する事業）「星空ウォッチング事業」（星空を観察することにより大气汚染についての理解と認識を深める）を実施するとともに、小学生を対象として、自分たちの身の回りの環境問題をテーマにして調査研究を行う「環境パトロール事業」を実施する。</p> <p>またこれらの3事業の研究成果発表会を開催し、報告書を作成。</p>